

(資 格 の 公 示)

苫小牧港管理組合告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年4月12日

苫小牧港管理組合管理者 苫小牧市長 岩倉 博文

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において苫小牧港管理組合が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和6年4月12日に一般競争入札の公告を行う次の業務

【令和6年5月22日入札予定 整理番号9番】

苫小牧港電気設備維持補修業務

(2) 資格

苫小牧港電気設備維持補修業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

苫小牧港内の電気設備の維持補修

2 資格要件

入札に参加する者は、単体企業又は中小企業等協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協同組合をいう。以下「協同組合」という。）あるいは特定維持業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、単体企業にあっては(1)の要件を、協同組合にあっては(2)の要件を、共同企業体にあっては(3)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 苫小牧港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- ク 苫小牧港管理組合における令和5・6年度の「電気工事」の競争入札参加資格を有していること、及び、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有する者であること。
- ケ 苫小牧市または厚真町内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- コ 過去15年間（平成21年度以降）に、国又は地方公共団体等発注の電気設備の維持業務または電気工事を行った実績を有すること。
- なお、共同企業体として施行した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- サ 業務の技術上の管理等を行う業務担当員を配置できること。また、異常時等における巡回、連絡体制を確保し、迅速かつ適切な処理ができること。
- (2) 協同組合の要件
- ア 協同組合は、定款で、電気設備の維持補修及び電気工事の共同受注を目的としていること。
- イ 協同組合は、2の(1)のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びサの要件をすべて満たすこと。
- ウ 協同組合は、2の(1)のコの要件を満たし、又は、2の(1)のコの要件を満たす1社以上の組合員を有すること。
- エ 協同組合の組合員は、2の(1)のクの要件を満たすこと。なお、協同組合の組合員の数が4社を超える場合は、そのうち4社以上の組合員が、2の(1)のクの要件を満たすこと。
- オ 協同組合の組合員は、2の(1)のキ及びケの要件を満たすこと。
- カ 本業務の入札に参加する協同組合の組合員は、単体企業又は他の協同組合の組合員及び他の共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

(3) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、2の(1)のサの要件を満たすこと。
- イ 共同企業体は、2の(1)のコの要件を満たし、又は、2の(1)のコの要件を満たす1社以上の構成員を有すること。
- ウ 共同企業体の構成員は、2の(1)のアからケの要件をすべて満たすこと。
- エ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- オ 共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
- カ 構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- キ 本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業又は他の協同組合の組合員及び他の共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年4月12日（金）から令和6年5月2日（木）の毎日午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間にしなければならない。ただし、最終日は正午までとする。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

イ 提出先の所在地等 苫小牧市入船町3丁目4番21号

4 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定維持業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定維持業務共同企業体協定書を紙により提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年4月12日（金）から令和6年4月18日（木）の毎日午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。

(2) 提出場所

北海道苫小牧市入船町3丁目4番21号 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

(3) 提出方法

送付又は持参することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、送付による提出の場合は、(1)の期間内の消印のあるものを有効とする。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に關し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。